

○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第三百六十六号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和五年三月六日

一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

- 1 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。
- 2 資料提出期限の始期の六月前から起算して少なくとも過去十五年間に公表された当該再評価を受けるべき農薬の安全性に関する文献の写し並びに当該文献の収集、選択及び分類の過程及び結果等を取りまとめた報告書

三 提出期限

- 1 別表第四号、第十二号、第十六号、第十七号、第十九号から第二十一号、第二十五号、第二十七号、第二十八号、第三十一号、第三十六号から第三十八号まで及び第四十号に掲げる有効成分を含む農薬 令和七年四月一日から令和七年六月三十日まで
- 2 別表第一号から第三号まで、第九号から第十一号まで、第三十二号、第三十五号及び第四十一号に掲げる有効成分を含む農薬 令和七年七月一日から令和七年九月三十日まで
- 3 別表第五号、第十八号、第二十二号、第二十六号、第二十九号、第三十号、第三十三号、第三十四号及び第四十二号に掲げる有効成分を含む農薬 令和七年十月一日から令和七年十二月二十六日まで
- 4 別表第六号から第八号まで、第十三号から第十五号まで、第二十三号、第二十四号及び第三十九号に掲げる有効成分を含む農薬 令和八年一月五日から令和八年三月三十一日まで

別表

- 一 アクリナトリン
- 二 アシュラム
- 三 アトラジン

- 四 アミトラズ
- 五 イプロジオン
- 六 イミノクタジンアルベシル酸塩
- 七 イミノクタジン酢酸塩
- 八 エトフェンプロックス
- 九 MCPAイソプロピルアミン塩
- 十 MCPAエチル
- 十一 MCPAナトリウム塩
- 十二 オキサジアゾン
- 十三 オキシシン銅 (別名有機銅)
- 十四 カルタップ
- 十五 カルバリル (別名NAC)
- 十六 クレソキシムメチル
- 十七 クロルピリホス
- 十八 シアノホス (別名CYAP)
- 十九 ジフルメトリム
- 二十 シマジン (別名CAT)
- 二十一 シモキサニル
- 二十二 ダイムロン
- 二十三 チオシクラム
- 二十四 テブコナゾール
- 二十五 テフルベンズロン
- 二十六 ビフェナゼート
- 二十七 ビフェントリン
- 二十八 ピラゾキシフェン
- 二十九 ピラゾリネート (別名ピラゾレート)
- 三十 ファモキサドン
- 三十一 フェノブカルブ (別名BPMC)
- 三十二 フェントエート (別名PAP)
- 三十三 フェンピロキシメート
- 三十四 フルアジナム
- 三十五 フルプロパネート (別名テトラピオン)
- 三十六 フルベンジアミド
- 三十七 ヘキシチアゾクス
- 三十八 ベンスルタップ
- 三十九 ホスチアゼート
- 四十 メタアルデヒド
- 四十一 メタフルミゾン
- 四十二 ルフェヌロン